

令和8年度

京都市立堀川高等学校部活動(体育系・文化系)ガイドライン

1. 部活動の在り方について

学校教育活動の一環として行われる部活動は、生徒の自主的自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しみ、体力の向上や健康増進、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものとする。また地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力や各種団体との連携を図るなど、運営上の工夫を行うものとする。

2. 入部及び退部

- ・入部の際は、所属のクラス担任、入部先の顧問、学校生活部の確認を取り、入部をする。
- ・入部できる部活動は2つまでとする。ただし、学習時間の確保、体調管理、スケジュール管理などができる事を前提とする。なお、公式試合等における外部諸団体の規定に抵触しないよう十分注意する。
- ・退部の際は所属のクラス担任、退部先の顧問、学校生活部の確認を取り退部をする。

3. 運営規定

平成31年3月に京都市教育委員会が策定した「京都市立高等学校運動部活動ガイドライン」に準じる。

(1) 活動期間

- ・4月1日から翌年3月31日とする。

(2) 活動時間

- ・原則平日は3時間程度、土曜日・日曜日・祝日や休業日は4時間程度とする。活動は合理的かつ効率的に実施する。
- ・行政機関及び高体連・高野連・高文連主催の公式大会・発表会に向けた休業日の練習試合等については、各競技の特性や試合時間等の違いもあることから、必要に応じて午前・午後に分けてそれぞれ2時間程度の活動を認めることがある。ただし、常態化は認めない。
- ・長期休業中の練習については、休業日に実施する場合に準じる。その場合生徒・教職員共に十分な休養を取れるよう、ある程度まとまった休養日を設けることとする。
- ・長期休業中、休日において全員学習や模擬試験等が実施される場合の部活動時間は別途定める。

(3) 休養日

- ・休養日は週当たり1日以上設定することとする。また、土・日曜日においては月当たり2回程度の休養日を設けることが望ましい。
- ・大会等により土・日曜日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・休養日の設定については、生徒の心身の状態を的確に把握し、練習内容や種目の特性、大会や発表会等の予定に十分考慮することとする。

(4) 活動計画

- ・各部活動ごとに年間及び月間計画を作成し、顧問から部員、保護者に周知する。ただし、1年間を試合期、充実期、休息期に分けて活動計画を立てるとともに、参加する大会や発表会を精選する。
- ・下記の期間は原則活動を休止する。

- ① 定期考査10日前から考査終了まで
- ② 学校閉鎖期間

※大会前や競技の特性、医科学的な配慮から上記の期間であっても活動を特別に許可する場合がある。

4. 安全管理と事故防止、熱中症予防、対応について

(1) 安全管理

- ・校内施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底する。
- ・複数の部活動が活動場所を共有する場合は、顧問間の連携により防球ネットを配置するなど安全対策を講じる。

(2) 事故防止

- ・生徒の発達段階や体力に係る疲労状況や精神的な状態を適切に把握し、無理のない活動となるように留意する。
- ・気候や気象の変化に適切に対応し、落雷に注意する事や熱中症予防などの安全対策を講じる。

(3) 熱中症予防

- ・環境省が運営する「熱中症予防情報」の暑さ指数(WBGT)が31以上の場合には、以下の指針に基づき、熱中症の事故防止のための対策を行うとともに、熱中症の疑いの症状がみられたときには早期に適切な応急処置等を行う。また、WBGTが31未満の場合においても、必要と判断した場合には、同様の対策を実施する。

堀川高校の校舎内及びグラウンドにおける部活動や学校活動において

(1、2年生全員学習及び3年生夏季補習の実施の有無に関わらず)

- ・空調設備のない場所での活動時間を、1日につき2時間以内とする。
- ・活動中は、生徒個人が15分につき5分の休息をとることを原則とし、30分に10分の休息時間を必ず確保することとする。(休息時間は、2時間以内の活動時間に含む。)

事故防止対策の適切な実施等について

- ・活動の部活動顧問は、生徒の健康観察と健康管理を適切に行い、個々の生徒に応じた運動軽減や休息の指示を行う。
- ・活動の担当者は、ホームルームやミーティング等を通して、生徒が自身の不調を訴えたり、活動の自粛を申し出たりしやすい活動環境を整える。
- ・生徒の健康状況や活動状況等に応じて、活動の中止や活動時間の変更・短縮等、柔軟に対応する。
- ・活動前、活動中、終了後に、こまめに水分や塩分を補給するよう指示する。
- ・屋内で活動する場合は、エアコンや扇風機・うちわ・濡れタオル等を使い、室内温度を適切に管理し、体温を適宜冷却させるようにする。
- ・活動の担当者による指導に加えて、生徒相互に自らの体調について相談したり、正直に申し出たり、気遣いながら活動を行ったりすることができる雰囲気作りを促す。

(4) 事故等が起こった時の対応

- ・応急処置や緊急の対応が必要となった場合には、速やかに保健室での休養や医療機関への搬送と保護者への連絡を行う。

5. 指導の在り方について

平成31年3月に京都市教育委員会が策定した「京都市立高等学校運動部活動ガイドライン 3-(6)」に準じる。

- ・教職員研修等を通じて、体罰、パワーハラスメント等の禁止、スクールセクハラの防止を徹底するとともに、SNS等による個別連絡の制限や個別指導などが適切に行われるよう努める。

6. 部費等

- ・部活動運営に必要な経費として部員から部費を集金する場合は、あらかじめ保護者に説明するとともに、年度ごとの会計報告を必ず行う。

7. その他

- ・私物や貴重品、部の所有物の管理を徹底する。

以上